

第2章 子どもにつけたい力

基本目標2 豊かな人間性と



コミュニケーション能力の育成

様々な学習活動や生活体験を通して、自己有用感や他者と協調し思いやる心など、豊かな人間性を育みます。

また、他者との豊かな人間関係を形成するためのコミュニケーション能力の育成を図ります。

- 1 道徳教育の推進
- 2 生徒指導の充実
- 3 人権教育の充実
- 4 読書活動の充実
- 5 キャリア教育の推進



1 道徳教育の推進

◆ ねらい

他者との関わりを通し、自分自身を見つめる「考え、議論する道徳」の授業により、道徳的価値についての理解を深めていきます。

また、社会的な課題や地域に根差した教材を道徳的価値と関連させるとともに、実生活や実社会との関わりを深めた様々な体験活動を取り入れた道徳教育を通じて、よりよく生きていくための資質・能力としての「道徳性」を育みます。

◆ 取組指標とその評価

H30までは全60校、R1からは全59校

取組指標	現状値 H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値
「考え、議論する道徳」を推進するために校内研修や公開授業を実施した学校数(校)	—	18	20	32	59	54	59	全小中学校 (59校)

令和3年度も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、参加者を減らして密を避ける、ICT機器(オンライン等)を活用するなど、研修等の方法を工夫して校内研修や公開授業を実施しました。

令和4年度も、コロナ禍において安全を十分に確保しながら公開研修や公開授業を実施し、「考え議論する道徳」の授業を充実させるとともに、様々な体験活動を取り入れた道徳教育を推進して、子どもたちの「道徳性」を育成します。

◆ 具体的な施策の現状と課題

○「考え、議論する道徳」の推進 新プロ5

道徳教育推進教師を対象に、年間2回の道徳教育研修会を開催しました。

1回目は夏季道徳教育研修会として、筑波大学附属小学校加藤宣行先生を講師に迎え、「考え、議論する道徳」の授業づくりについての講演・模擬授業を行いました。道徳の内容項目や教材の捉え方、児童生徒が深く考え議論する課題、教員の問い返し、子どもの思考を深める板書、深い学びにつながる振り返り等の研修を行い、各校の道徳の授業実践に生かせるようにしました。

2回目は本年度の道徳教育実践推進校(中部中学校・桜台小学校)の道徳教育研究発表会における公開授業、講師(岐阜聖徳学園大学講師河合宣昌先生)の講演を動画配信し、各校が道徳の授業づくりの参考にできるようにしました。

○今日的な課題に対する心を育てる取組

学校では、今日的な課題について、道徳科に限らず、様々な教科等と関連付けて指導しています。

例えば、「いじめ防止」に関する学習を総合的な学習の中の人権教育と関連させるなどして取り組んでいます。また、「防災」に関しては、理科や社会科の学習と時期を合わせて道徳科でも扱うなど、教科等の学習と関連させることで学びが深まるようにしています。

命を大切にすることを育む取組例

【実施校の割合(%)】	小学校	中学校
交通安全に関する学習	100	91
防災に関する学習	100	100
植物の栽培や動物の飼育	100	45
いじめ防止に関する学習	100	100
乳幼児とのふれあい体験	8	18
食に関する学習	100	82
薬物乱用防止教室	75	82

(令和3年度四日市市学校教育ビジョン調査より)

○三重県教育委員会委託「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」

新教育プログラム柱5にある「よりよく生きるための基盤となる道徳性の育成」を図るため、三重県教育委員会の委託を受けて道徳教育を推進しています。

令和3年度も道徳教育実践推進校において「考え、議論する道徳」の授業づくりを中心に研究を進めました。1学期や夏休みに講師を招聘し、指導助言を受けて授業づくり研修を行いました。2学期には研修で深めたことをもとに道徳教育研究発表会を行いました。各校とも参加人数を制限した形ではありましたが、学びの一体化中学校区の保幼小中の教員に授業を公開し、道徳の授業展開や発問等について、様々な視点から深めることができました。また、当日の公開授業を動画配信したり、取組内容を公開したりして、令和3年度の研究成果を市内へ広め、道徳教育の推進を図りました。



推進校での助言者の指導



推進校での公開授業

○家庭・地域と一体となった取組の推進

道徳教育では、学校の授業を充実させるだけでなく、家庭・地域とともに取り組んでいくことが大切です。

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者や地域の方々の参加・協力を求めることが難しい状況がありました。しかし、各種通信やホームページ、授業参観等の様々な方法で、保護者や地域に対して子どもが道徳科で学ぶ姿を紹介するなど、情報を発信し、学校の道徳教育の取組に理解を求めました。

家庭や地域との連携について

【実施校の割合(%)】	小学校	中学校
道徳教育に関連した様々な教育活動や体験活動等に保護者や地域の人々の参加・協力を求めた。	57	23
道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている。	100	100
学校関係者評価の項目の中に、道徳教育の推進を位置付け、道徳教育の方針や諸計画の改善に生かしている。	30	41

(令和3年度四日市市学校教育ビジョン調査より)

◆ 今後の方向性

- 子ども一人一人が、自分自身を見つめ、他者の意見から物事を多面的・多角的に考え、人間としてのよりよい生き方についての考えを深める「考え、議論する道徳」の推進を図ることで、道徳的価値についての理解を深めていきます。
- 今日的課題であるいじめ問題や情報モラル、科学の発展による生命倫理に関する問題や社会の持続可能な発展などの現代的な課題等を積極的に学習内容に取り入れます。
- 道徳科の授業を要として、各教科・特別活動・総合的な学習の時間等との関連や、家庭・地域との連携を考え、道徳教育全体計画や年間指導計画を見直し、指導の効果を一層高める取組を進めます。
- 道徳の授業公開や道徳教育に関する諸活動などの情報発信を積極的に行うとともに、道徳教育充実のために地域の人々の参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ります。

2 生徒指導の充実

◆ ねらい

問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を目指して、生徒指導や教育相談の充実を図ることにより、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えます。

また、基本的な生活習慣や規範意識を身に付け、主体的・自律的に活動する力（自己指導能力）や自治能力を育むことにより、円滑な集団生活や社会生活を築くことができる子どもを育成します。

◆ 取組指標とその評価

H30までは全60校（小学校38校）、R1からは全59校（小学校37校）

取組指標	現状値 H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値
①週1日スクールカウンセラーを配置した小学校数（校）	28	30	30	30	29	29	29	32校
②Q-U調査の活用について指導主事が指導・助言を行った学校数（校）	13	18	23	28	33	8	26	全小中学校 (59校)

○取組指標①

37校中、29校に毎週配置、8校は隔週配置となりました。カウンセリングの必要性が高まっていることから、スクールカウンセラーの配置増、配置時間増に努め、教育相談の充実を図ります。

○取組指標②

各校が「学級集団アセスメントQ-U調査※1」（以下「Q-U調査」と表記）を活用できるよう、いじめの未然予防、早期発見に関する観点について助言するとともに、Q-U調査の結果を適切に分析し、個別の支援ならびに学級集団作りにおいて、適切な指導・助言に努めます。

※1 学級集団アセスメントQ-U調査…子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を調べることができる質問紙

1. 「チーム学校」としての教育相談体制の充実

◆ 具体的な施策の現状と課題

<スクールソーシャルワーカー※2（SSW）派遣事業>

○対応内容

令和3年度の対応内容は、「不登校」「家庭環境の問題」が多く報告され、次いで「心身の健康・保健に関する問題」「保護者対応」が多く報告されました。スクールソーシャルワーカーが学校からの情報を共有したうえで、ケース会議を開催し、学校の指導の方向性を見出すとともに、スクールソーシャルワーカーが保護者と面談を行うことで、関係機関等との連携につながり、いくつかの事案において改善が見られるなど、効果的な対応を行うことができました。

年度	時間数		総時間数	拠点校区数
R2	拠点	945	1343	5中学校区
	派遣	398		
R3	拠点	1122	1431	7中学校区
	派遣	309		

- 拠点巡回型（7中学校区）での活用
令和3年度は、7つの中学校区（中部中学校区、三滝中学校区、三重平中学校区、内部中学校区、羽津中学校区、常磐中学校区、桜中学校区）において、スクールソーシャルワーカー（7時間×30週）（※常磐中学校区、桜中学校区は、5時間×15週）を配置しました。中学校を拠点として、小学校と連携しながら小中学校で、同一の問題を対応することで、包括的に家庭の課題にアプローチすることができ、福祉、医療等の各関係機関と連携し、家庭の環境調整を図り、児童生徒の家庭生活、学校生活の安心につながることができている。

対応内容（述べ件数）	R2	R3
① 不登校	269	370
② いじめ	0	3
③ 暴力行為	5	0
④ 児童虐待	42	46
⑤ 友人関係の問題（②除く）	49	33
⑥ 非行・不良行為（③除く）	0	6
⑦ 家庭環境の問題	300	374
⑧ 教職員等との関係の問題	63	20
⑨ 心身の健康・保健に関する問題	142	192
⑩ 発達障害等に関する問題	155	135
⑪ 保護者対応	142	193
⑫ その他、研修会等	50	125
計	1217	1497

※一つの事案に複数の要因があるため、重複しているものもあります。

- 派遣型での活用

令和3年度は、小学校38回（69時間）、中学校78回（138時間）、計116回（207時間）派遣しました。「不登校」や「家庭環境の問題」などが複雑に絡み合ったケースに対して、情報共有し、ケース会議における関係機関とのつながりや、家庭訪問による家庭への支援などを行いました。

また、年間10回（102時間）「SSW情報交換会」を実施し、SSWが集まり、各校における事例の検討を行いました。

※2 スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱える子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

<スクールカウンセラー*3（SC）活用>

- スクールカウンセラーの配置状況

- 平成25年度から国・県費、市費で市内の全小中学校に配置しています。
- 令和3年度は、市費のスクールカウンセラーを学校規模に応じて、週1回6時間を年間30週（180時間）～40週（240時間）の配置とし、教育相談の充実を図りました。

週1日配置している学校数	隔週配置している学校
市費：小学校26校 国・県費：小学校3校、全中学校	国・県費：小学校8校

※3 スクールカウンセラー…教育機関において、心理相談業務に従事する臨床心理学やカウンセリング理論を身に付けた専門家

- スクールカウンセラーの活用状況

- 総相談件数・実質相談者数

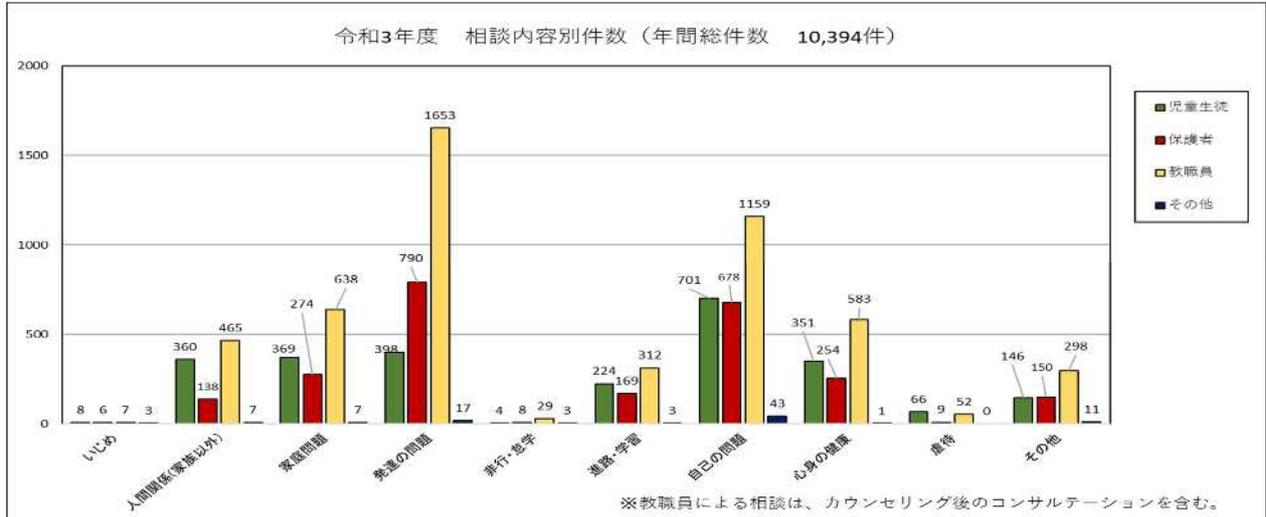
スクールカウンセラーへの総相談件数は、令和3年度は10,394件で、毎年10,000件を超える状況が続いています。（令和2年度10,857件、令和元年度10,664件、）また、年間の実質相談者数は、2,180人でした。1人の相談者が、年平均4.7回の相談をしたこととなります。（令和2年度実質

相談者数 2, 291人 令和元年度実質相談者数 1, 640人)

- ・ 1校あたりの平均相談件数

令和3年度の小学校における1校あたりの平均相談件数は約184件でした。また、中学校における1校あたりの平均相談件数は161件でした。

○ スクールカウンセラーへの相談件数・相談内容



- ・ 児童生徒が相談する内容

「自己の問題」に関する相談が最も多く、全体の約26%を占めています。次いで約15%を占める「発達の問題」に関する相談の順となっています。

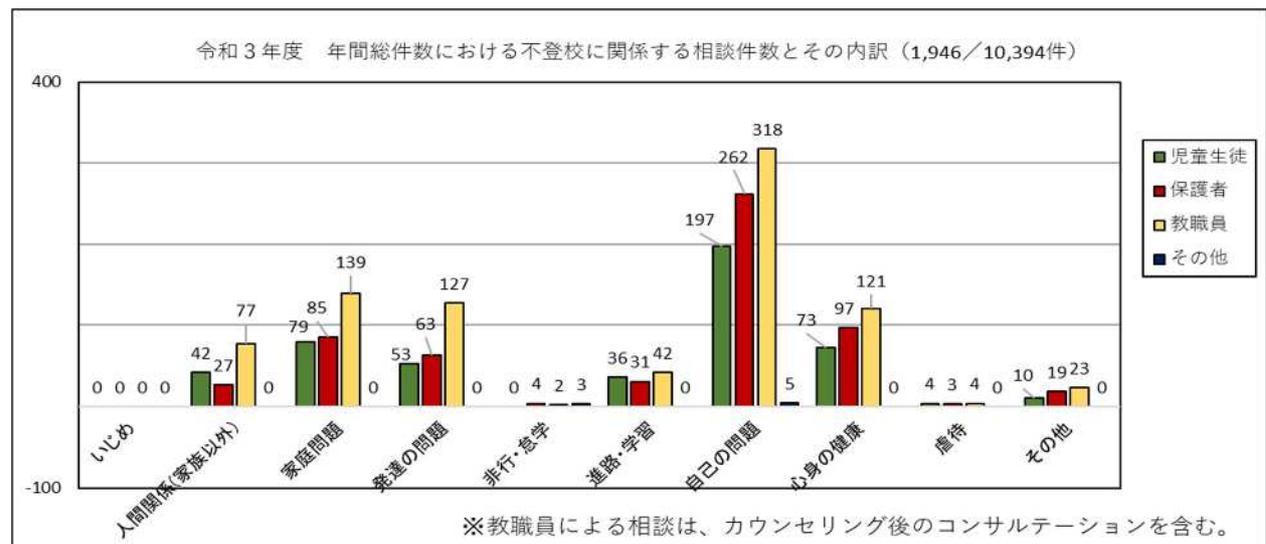
- ・ 保護者が相談する内容

「発達の問題」に関する相談が最も多く、全体の約32%を占めています。次いで約27%を占める「自己問題」に関する相談の順になっています。

- ・ 教職員が相談する内容

「発達の問題」に関する相談が全体の32%と最も多く、発達に課題のある児童生徒の指導・対応に苦慮している教職員の現状があります。

※ 教職員の相談内容に示されている「自己の問題」は、児童生徒が抱えている「自己の問題」に対する指導や支援等についての相談です。



- ・不登校に関する相談

総相談件数10,394件のうち、1,946件でした。これは、全体の約18%を占めています。学校では、不登校傾向の見られる児童生徒やその保護者に対して、早い段階で教育相談を行ったり、カウンセリングの必要性を伝えたりするなど、迅速に対応しています。

- スクールカウンセラーの連携・研修

- ・スクールカウンセラーの連携業務

複雑な要因が絡み合った事案に対しては、スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携することで、ケースに応じたより適切な支援につなげています。令和3年度の連携の実施は、心療内科等の医療機関や適応指導教室等の市の機関を合わせて46件（令和2年度は58件）でした。

- ・四日市市学校臨床心理士会（YSCP^{※4}）との連携

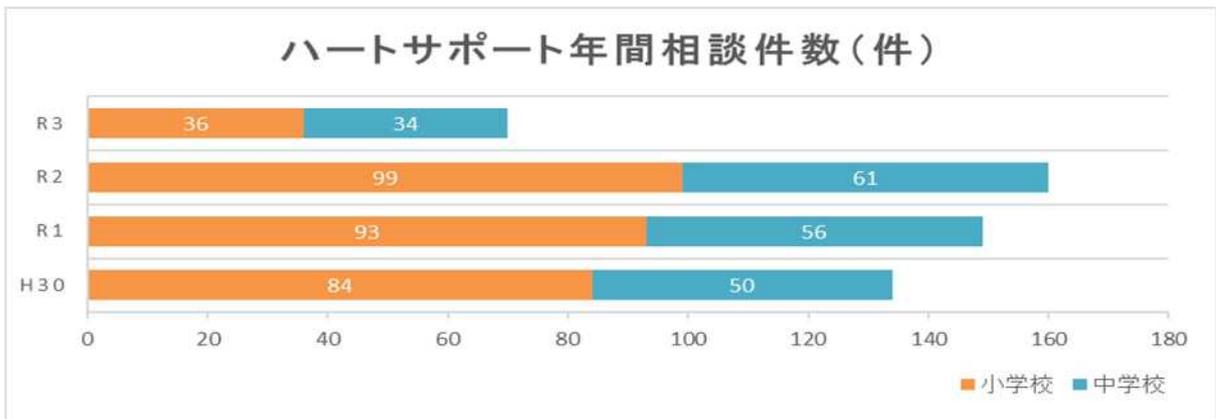
発達障害傾向の子どもへの対応や学校における事故等への緊急支援が早期にできるよう、四日市市学校臨床心理士会（YSCP）と連携を密に図りました。

※4 四日市市学校臨床心理士会（YSCP）…四日市市内のスクールカウンセラーとして配置された臨床心理士等の任意団体。自主的な研修会を行っている。

<ハートサポート（HS）派遣事業>

- ハートサポーター^{※5}の派遣及び相談状況

臨床心理士等をハートサポーター（42名）として登録し、急を要する相談に対して学校や家庭に派遣しています。また、大きな学校事故等で、児童生徒の心のケアとして緊急支援を必要とする場合も、ハートサポーターを派遣しています。令和3年度の派遣回数、70件でした。緊急的な対応が必要な児童生徒、保護者、教職員への相談において、相談者のカウンセリング、フィードバック、教職員へのコンサルテーションを行っています。



- ハートサポーターへの相談内容

令和3年度の相談内容は、「心身の健康」「自己の問題」「いじめ」についての相談が多い傾向にあります。近年、子育てに関して不安を抱いている保護者の相談も増加しています。保護者が情緒不安定になり、うまく子育てができないケースが増加していることから、保護者に対する心のケアもハートサポーターの大きな役割となっています。

※5 ハートサポーター…臨床心理士、セラピストなど、カウンセリング等に関して専門的な知識と経験を有する者で、教育委員会が委嘱した教育相談員のこと。学習及び生活等の相談に対応し、学校の緊急時、すぐに対応ができる専門家。

<スクールロイヤー事業>

令和3年度より三重弁護士会と連携し、学校内で起こるいじめをはじめとする様々な生徒指導上の問題に対して、法的根拠に基づく学校への的確な助言や教職員への研修等を行っています。

○スクールロイヤー事業内容

① 法的相談

いじめをはじめとする対応が困難な事案や緊急を要する事案についての相談を行っています。

② 研修

法的根拠に基づいた学校の対応（初期対応や限界の設定等）に関する研修を実施しています。

③ いじめ予防授業

スクールロイヤーによる小学校高学年、中学生に向けた、いじめを防止するための授業を実施しています。（三重県教育委員会開催と並列して実施しています。）

○対応内容

（法的相談）

学校のこれまでの指導や保護者対応の経緯を振り返り、成果と課題を分析することができたり、保護者との信頼関係を築くことが困難な状況になった際に、学校が対応するべきことが明らかになったりしました。

（研修）

今後の課題であるネットトラブルの指導方針について参考にすることができたり、スクールロイヤーの助言から、教員が安心感を持って指導を行うことができたりしました。

（いじめ予防授業）

児童生徒が、いじめとは何か、どうすれば防ぐことができるのかを考え、いじめは人権侵害であり、許されないということを学ぶことができました。

○スクールロイヤー事業実施回数

法的相談を2回、研修を5回、いじめ予防授業を6回実施しました。中には事案によって複数回相談を実施した学校もありました。

○モデル校の活用研究

小学校5校、中学校2校がモデル校として、法的相談と研修、いじめ予防授業を実施しました。その後、いじめ問題や保護者対応など、すべての案件の対応に活かすことができたという回答がありました。

<いじめ・体罰等電話相談、来室相談、いじめ相談メール>

○相談件数

教育相談担当（2名）が電話や面接等による相談を行っており、令和3年度の相談件数は178件で、保護者からの相談が、全体の約70%を占めています。

○相談内容

相談内容は多岐にわたり、その中で「学校での子どもへの指導内容に対する相談」が55件と最も多く、「いじめに関する相談」は26件で、「体罰に関する相談」は3件でした。

	(件)		
	R1	R2	R3
総相談件数	207	105	178
学校の指導内容の相談	43	35	55
いじめ	19	10	26
体罰	5	2	3

○いじめ相談メール

平成26年度から、相談をいつでも受け付けることができるよう、市ホームページに「いじめ相談メール」を開設しています。令和3年度は7件の相談があり、学校と連携を図りながら、解決に向かうよう対応しました。

◆ 今後の方向性

- 令和4年度は、スクールソーシャルワーカーを拠点巡回型については、9中学校区に拡大するとともに、従来通りの派遣型も活用し、子どもが抱える福祉的な課題について、学校や行政、地域や家庭との連携・仲介・調整を行いながら、問題行動等の未然防止・改善・解決を図ります。
- 令和4年度は、スクールカウンセラーを週1日配置する学校を市費において28校と配置拡充し、教育相談の充実を図ります。
- 令和4年度より、SNSを活用したいじめ等の相談受付を実施することにより、小学校5年生以上の子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。また、アプリでの相談に加え、いじめ相談アプリを開発した業者が各校に講師を派遣し、いじめ予防に関する授業を行い、授業を通していじめの未然防止を図り、いじめ防止啓発を行います。
- 不登校やいじめの未然防止、早期発見、早期対応を図るために、今後もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、子どもや保護者への支援方法の助言等、すばやく対応ができるよう、相談体制の充実に努めます。また、引き続き教職員の教育相談力の向上に努めます。

2. 安心して過ごせる学級づくりの推進

◆ 具体的な施策の現状と課題

- Q-U調査を活用した学級集団づくり
 - ・ Q-U調査での実態把握と対応

市内全小学校4年生以上の約8,000人、市内全中学校の約7,800人に対し、Q-U調査を年間2回実施し、調査結果をもとに、いじめや不登校などの未然防止及び早期発見・早期対応に努めました。
 - ・ Q-U調査にかかる校内研修会

年間2回以上の校内研修会を開催し、教職員のカウンセリング能力や学校の相談機能を高め、個々の子どもの心のケアをするとともに、子ども同士の関わりを深める学級集団づくりを進めました。
 - ・ 指導主事による指導・助言

月別問題行動報告から課題のある学校及び学級に対して、Q-U調査結果を分析した上で指導主事が訪問し、改善のための指導・助言を行いました。
- 居場所・絆づくり
 - ・ 情報共有と組織的対応

「日々の観察や教育相談」「生活ノート」「Q-U調査」「いじめ調査」等から、子どもの心のサインに気づき、教職員間で情報を共有し、組織的に対応しました。
 - ・ 人間関係づくり

日々の授業や様々な活動を通して、子どもと教師、子どもと子どもとが共感し合える人間関係づくりを進めました。
 - ・ 自己肯定感・自己有用感

発達段階に応じて集団の規律やルールを守り、互いに協力し合えるような活動

を仕組むことで、他人の役に立っている、他人から認められているといった子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を形成していく取組を進めました。

◆ 今後の方向性

- Q-U調査にかかる校内研修会等において、指導主事が積極的に指導・助言を行うことで、教員のカウンセリング能力や学校の相談機能を高め、個々の子どもの心のケアをするとともに、子ども同士の関わりを深める学級集団づくりを進めます。
- 「学校生活のきまり」「学習規律」「指導上の申し合わせ事項」について中学校区で情報交換を行い、学校生活の基本となるルールを統一するなど、より共通理解を図りながら、規範意識をもってルールを守ることができる集団づくりを進めます。
- 「Q-U調査」や市独自の「いじめ調査」等を活用して、いじめ、不登校、問題行動等の前兆を早期に発見するよう努めます。また、教職員による教育相談やスクールカウンセラー等によるカウンセリングを通して、早期解決につながるよう、各校への指導・助言を行います。

3. 問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応

◆ 具体的な施策の現状と課題

- 生徒指導における学校、教育委員会及び関係機関との連携
 - ・ 各校への指導主事の訪問・助言
6月にすべての小中学校を訪問し、指導方法や指導体制等について情報交換を行うとともに、各校が抱えている問題（暴力行為、不登校、いじめ等）を把握し、その解決及び生徒指導体制確立に向けて助言を行いました。
 - ・ ケース会議の充実
各小中学校のケース会議に指導主事が延べ40回出席しました。この会議では、北勢児童相談所、こども家庭課、各警察署などの関係機関や医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員、主任児童委員などそれぞれの専門分野からの知見を活用し、問題解決の方策を検討しました。
 - ・ 警察署との連携
各警察署とは、学校警察連絡制度に関する協定を結んでおり、令和3年度は、教育委員会及び学校との間で行われる連絡会については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できませんでしたが、月1回の情報交換会などを持ちました。
 - ・ 生徒指導定例会
隔月ごとに市教育委員会指導課・教育支援課・青少年育成室・少年サポートセンター・県生徒指導特別指導員で構成される生徒指導定例会を開催し、様々な問題行動等の情報交換や各校への助言内容等を検討しました。
 - ・ 虐待対応
虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかにこども家庭課や児童相談所へ通告（連絡・相談）するよう学校に対して助言しました。
「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」等で、児童虐待の状況報告および対応について各関係機関の情報交換を行い、ネットワーク機能を活かした的確な対応に努めました。

- 生徒指導担当者研修会

令和3年度は4月、7月、2月の3回に小・中学校生徒指導担当者研修会を行いました。7月の研修会においては、SSW、SC、児童相談所より、連携の在り方や活用など現場の実態に沿った研修を行いました。2月にはオンラインで開催し、「学校における自殺予防の取り組みについて」～自傷行為・希死念慮を訴える児童生徒に寄り添うために～と題し、保健予防課、児童精神科医と連携し、小中学校における生徒指導の連携等を図りました。

- 弁護士の活用

円滑な生徒指導の推進のため、学校で起こる様々な問題に対して、教育委員会顧問弁護士などから教育委員会や学校が指導・助言を受け、法的根拠に基づく対応力向上に努めました。

○いじめの実情

- 基本姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るとの認識のもと、その早期発見に努め、いじめを認知した際には、早期解決に努めています。「いじめは絶対に許されない」との意識を学校全体で共有し、子どもを「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育の実現に努めています。

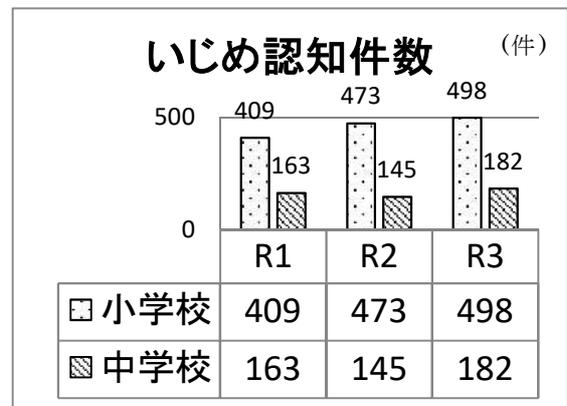
- アンケートの実施

いじめの早期発見、早期解決につながるよう、各校では、児童生徒に対して「いじめアンケート」を各学期に1回以上実施しました。

- いじめ認知件数

令和3年度におけるいじめ認知件数は、小学校で498件、中学校で182件、合計680件となり、令和2年度に比べ、62件増加しました。このように、認知件数が増加した背景として、「初期段階のいじめを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」という文部科学省のいじめ認知の見方を各校に周知し、いじめ認知の具体的な例を紹介するなど、積極的な認知に努めた結果であると捉えています。いじめを見逃すことなく、積極的に認知し、早期発見、早期解決に向けた取組を進めています。

- いじめの態様が多かったもの



		小	中
1	冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	38%	53%
2	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	21%	9%
3	仲間はずれ、集団による無視をされる	8%	9%
4	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	14%	9%
5	パソコンやスマホ、ケータイなどで、嫌なことをされる	3%	10%

小中学校ともに相手から「嫌なことを言われる」ことが最も多く、小学校では38%、中学校では53%を占めました。

- ・ソーシャルネットワークサービス（SNS）上のいじめの課題

相手を特定できないいじめやインターネット上でのいじめなどが増加しており、特に中学校では2番目に多くなっています。

SNS上でのいじめについては、学校も家庭も把握しにくいところもあり、発見や問題解決までに時間のかかるものが多く、対応について、今後の課題となっています。

○いじめ問題への対策

- ・いじめ問題対策調査委員会等の開催

教育委員会では、元家庭裁判所調査官、弁護士、心療内科医、臨床心理士で構成された「四日市市いじめ問題対策調査委員会」を年2回、法務局（人権擁護委員協議会）、四日市市三警察署、児童相談所、学校関係者による「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」を年1回開催し、ともにいじめ防止対策推進法に基づく学校での取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、関係者間の連携強化を図っています。

- ・学校いじめ防止対策委員会等の開催

三重県いじめ防止基本方針を参考に策定した、「四日市市いじめ防止基本方針」、各校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図り、早期発見・解決に向けて、学校いじめ防止対策委員会を中心に、取組を進めました。

- ・いじめ防止啓発

いじめ防止に関する啓発活動を推進するため、市内小中学校の児童生徒から、いじめ防止に関する標語を募集し、いじめ防止のぼり旗を作成しました。全小中学校に配付し、いじめ防止に関する取組に活用しました。

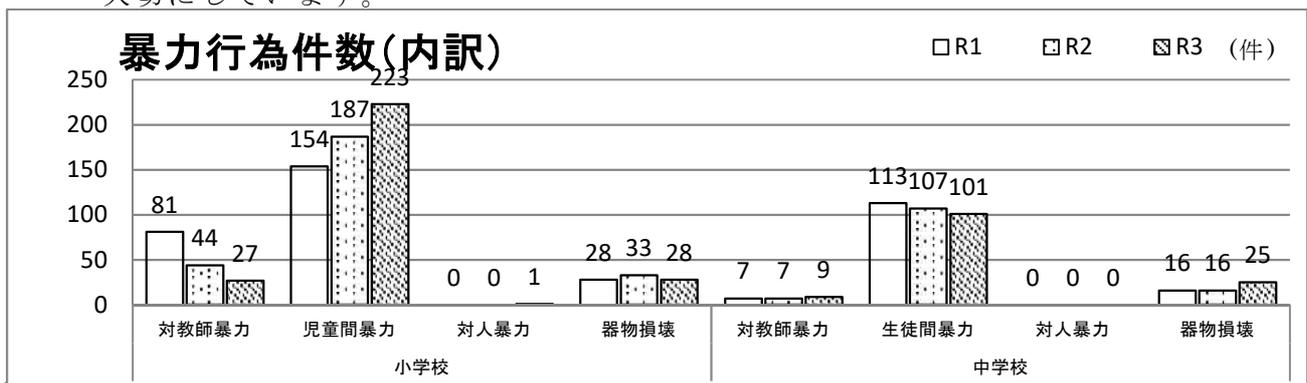
○暴力行為

- ・暴力行為の現状

令和3年度の暴力件数は小学校で279件、中学校で135件、全体で414件となりました。令和2年度と比べ、小学校の児童間暴力が増加しました。何度も暴力行為を起こす児童や、発達に課題のある児童について、衝動が抑えられずに暴力行為に及ぶ児童が増加しています。落ち着いた児童の指導については、保護者との連携を密にして、継続した指導を行っていくことが大切だと考えます。また、学校だけで抱えることなく、関係機関と積極的に連携を図って対応するように助言しています。

- ・児童生徒への対応

繰り返し暴力行為に至った児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーだけでなく、発達に携わる関係機関や心療内科等の医療機関との連携が必要となるケースもあります。各校では、初期対応や該当児童生徒の特性を踏まえた対応等を全職員で共通理解を進め、学校全体で組織的に対応することを大切にしています。



◆ 今後の方向性

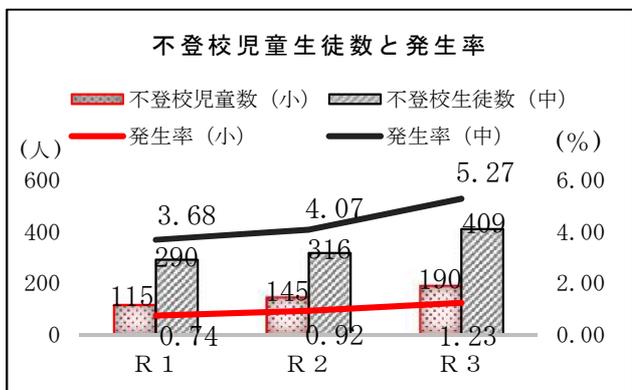
- 「四日市市いじめ問題対策調査委員会」や「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」でいじめ対策等についての協議を継続し、今後もいじめを未然に防止するために、委員からの助言を参考にしながら、対策を進めます。
- 児童生徒及び保護者に「暴力は絶対に許されない」等の明確なメッセージを発信し、学校だけでなく、児童相談所や警察をはじめとする関係機関との連携を強化するなど、毅然とした対応をとります。
- 低年齢化する問題行動やその他の生徒指導に係る課題等への早期対応を図るために、学校・家庭・地域や関係機関（警察、福祉、医療等）と情報を共有しながら、今後も協働・連携を密にしていきます。

4. 不登校児童生徒への支援体制の充実

◆ 具体的な施策の現状と課題

○本市における不登校児童生徒の実態

- ・ 令和3年度における不登校児童生徒数は、小学校190人、中学校409人、全体で599人となりました。令和2年度の461人に比べ、138人増加しました。
- ・ 不登校発生率（不登校児童生徒数／在籍児童生徒数×100）は、小学校で1.23%、中学校で5.27%でした。
- ・ 令和3年度の新規不登校児童生徒数（前年度は不登校ではなかった児童生徒数）は、小学校134人、中学校231人、全体で365人でした。令和2年度の245人に比べ、120人増加しました。
- ・ 令和2年度に不登校だった児童生徒のうち、令和3年度に欠席30日未満となった児童生徒数は、小学校47人、中学校70人、全体で117人^{※6}でした。



※6 「令和2年度の計－令和3年度の継続（令和2年度も不登校であった児童生徒数）」により算出

不登校新規・継続児童生徒数

不登校新規・継続児童生徒数				R3	継続	新規	計	※5
R2	継続	新規	計	小1	0	15	15	
小1	0	13	13	小2	5	11	16	8
小2	2	11	13	小3	7	20	27	6
小3	13	13	26	小4	8	30	38	18
小4	8	12	20	小5	14	30	44	6
小5	13	18	31	小6	22	28	50	9
小6	15	27	42	中1	30	74	104	12
中1	31	68	99	中2	76	77	153	23
中2	62	45	107	中3	72	80	152	35
中3	72	38	110	合計	234	365	599	117
合計	216	245	461					

- ・ さらに、「登校できるようになった。」「登校には至らないものの、好ましい変化が見られるようになった。」という児童生徒は、小学校で190人中19人（10.0%）、中学校で409人中82人（20.0%）となっています。

- ・ 不登校の要因として、小中学校ともに「無気力」「不安」の傾向の割合が高く、次に小学校では、「親子の関わり方」、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が高くなっています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への不安や臨時休校による生活リズムの乱れが要因となった事例もありました。
- ・ 具体的な支援・指導方法の紹介のために作成した「不登校対応Q & A」について、不登校対策アドバイザー^{※7}が学校訪問で、Q & Aを活用した助言を行うとともに、校内研修会での活用を勧めました。

※7 不登校対策アドバイザー…不登校児童生徒支援の経験の深い教職経験者

○「小中不登校連携シート」^{※8}「様式3」^{※9}を活用した不登校対応

- ・ 不登校傾向のある児童について、小学校が小中不登校連携シートを作成し、中学校に引き継ぎました。また、不登校及び不登校リスク群^{※10}の全ての児童生徒について様式3を作成しました。
- ・ これらの資料を用いて情報の共有や支援方法の検討を行うことで、不登校の初期対応や児童生徒支援に努めました。

※8 小中学校不登校連携シート…不登校傾向のある児童の情報を、小学校から中学校へ引き継ぐ為の資料

※9 様式3…不登校及び不登校リスク群の状況及び今後の支援等の情報資料

※10 不登校リスク群…欠席10日以上、遅刻早退30日以上、別室登校いずれかの状況の児童生徒

○登校サポートセンターを核とした不登校対策

【不登校対策アドバイザーによる学校訪問】

- ・ 不登校対策アドバイザーが、全小中学校を訪問し、「登校を促す早期アプローチ」や「不登校対応Q & A」を参照した取り組みの推進を進めるとともに、校内不登校対策委員会を中心に据えた校内支援体制の整備について以下のポイントに基づいた指導・助言を行いました。

① 不登校の未然防止

- ・ 全ての児童生徒に確かな学力の定着や心と体の健全な育成を図るなど、魅力ある学校づくりを推進する。
- ・ 欠席が3日間続いた児童生徒の校内での情報共有や家庭訪問の実施等、不登校の未然防止と早期対応に努める。
- ・ 不登校リスク群の児童生徒の状況を把握し、支援方法の定期的な検討を行う。

② 不登校児童生徒への支援

- ・ 不登校児童生徒に対しては、別室登校や放課後登校、家庭訪問など学校復帰や社会的自立につながる取り組みを継続する。
- ・ 不登校による学業の不振に対しては、児童生徒の登校時を支援の場として大切にするとともに、校内ふれあい教室への通級や別室登校、ICT等の活用など、児童生徒の実態に基づき、個に応じた支援方法を選択する。
- ・ 家庭に起因する事例に対しては、SCやSSWを活用するとともに、支援の方策を整理したうえで、早期に関係機関につなげる。
- ・ 中学校では進路指導・就労支援を通して、卒業後の社会的自立の促進を図る。

【校内ふれあい教室における支援】

- ・ 登校はできるが教室に入ることができない生徒の学習機会と居場所を確保するために、中学校6校に校内ふれあい教室を設置するとともに、専任の教員を配置しました。
- ・ 専任の教員は、校内ふれあい教室において生徒の相談・支援を行うとともに、校内の不登校対策の核として、管理職とともに校内不登校対策委員会の運営や校内体制の整備を行いました。
- ・ 令和3年度は中学校6校の校内ふれあい教室に83人が通いました。
- ・ 校内ふれあい教室を利用した不登校生徒に、ニーズと満足度に関するアンケートを行ったところ、高いニーズと満足度が得られました。

ニーズ・満足度調査（※11）

居場所感	91%
専任教員の対応	91%
学習のし易さ	91%
困り感出し易さ	89%

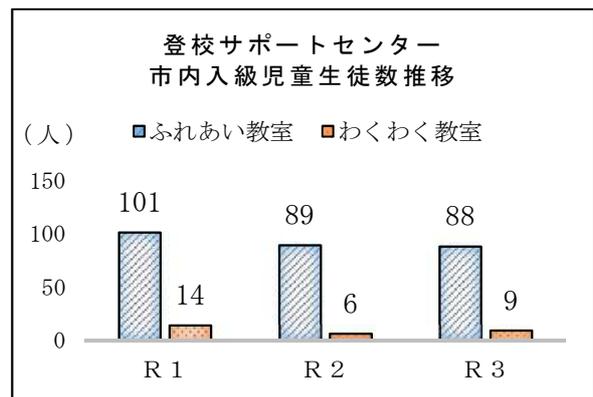
※11 アンケート実施時の利用者は66人で、うちアンケートに回答できた者は44人（回答率66.7%）

（算出方法）ニーズ・満足度（%）＝ニーズ・満足度が共にあると回答した生徒数／全回答者数×100

- ・ 校内ふれあい教室に通う生徒は、学習を進めたり、同級生や教職員との関係を深めたりしました。その結果、登校できる日数が増えたり、教室に入ることができたりする利用生徒が見られました。
- ・ 校内ふれあい教室を設置した学校の教員からは、「不登校生徒の登校への抵抗を下げることができた」「登校することで不登校生の進路などに対する保護者の不安を軽減することができた」など、校内ふれあい教室の利用が有効な生徒がいたという意見が出されました。

【登校サポートセンター（ふれあい教室・わくわく教室）における支援】

- ・ 社会的自立に向けて、個別の指導計画を立て、個に応じた学習活動やカウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング等を行いました。オンライン学習教材「学んでE-net!」を活用した学習も行いました。
- ・ 令和2年度は、臨時休業の影響で入級数は減少しましたが、令和3年度は、再び増加傾向に転じました。
- ・ 通級生とその保護者及び在籍学校の教職員との相談（電話相談）を2,225回行いました。（令和2年度2,271回）
- ・ 登校サポートセンターへの通級につながらない児童生徒に対して、訪問支援（アウトリーチ）や学校との調整等を12人に行いました。（令和2年度30人）



【不登校児童生徒支援ボランティア（ふれあいフレンド）事業】

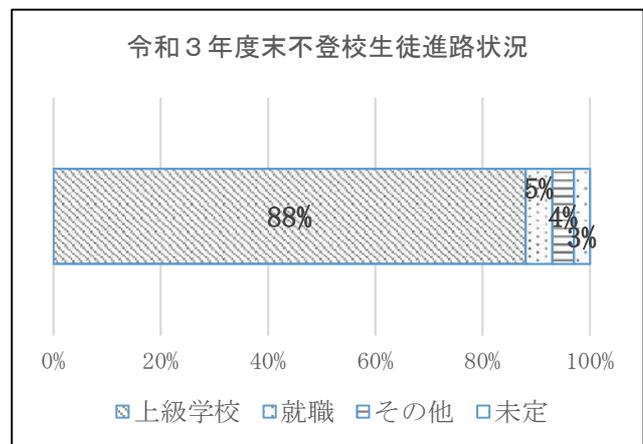
- ・ 通級生と年齢の近い学生ボランティア（ふれあいフレンド）が、登校サポートセンターや児童生徒の家庭において、話し相手や遊び相手となっています。令和3年度、家庭派遣は実施しませんでした。

○不登校対策委員会の実施

- ・ 不登校対策委員会及び事務局会を合わせて、10回実施しました。（令和2年度12回）
- ・ 不登校児童生徒がフリースクール等の民間施設やICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについて、現状を踏まえ「不登校児童生徒の指導要録上の出欠の取扱い等に関するガイドライン」の活用を進めました。

○進路決定への支援

- ・ 中学校の進路相談の取り組みにより、不登校生徒は、中学校卒業時には、進学や就労など、自らの進路を決定しています。
- ・ 卒業時に進路を決定できない生徒については、卒業後に相談や支援が受けられる関係機関の情報を提供しています。また、必要に応じて、卒業後も教員が生徒や保護者の相談を受けたり、上級学校の再募集の案内や手続きを行ったりしています。



◆ 今後の方向性

誰一人取り残さない教育をめざし、以下の不登校対策に取り組めます。

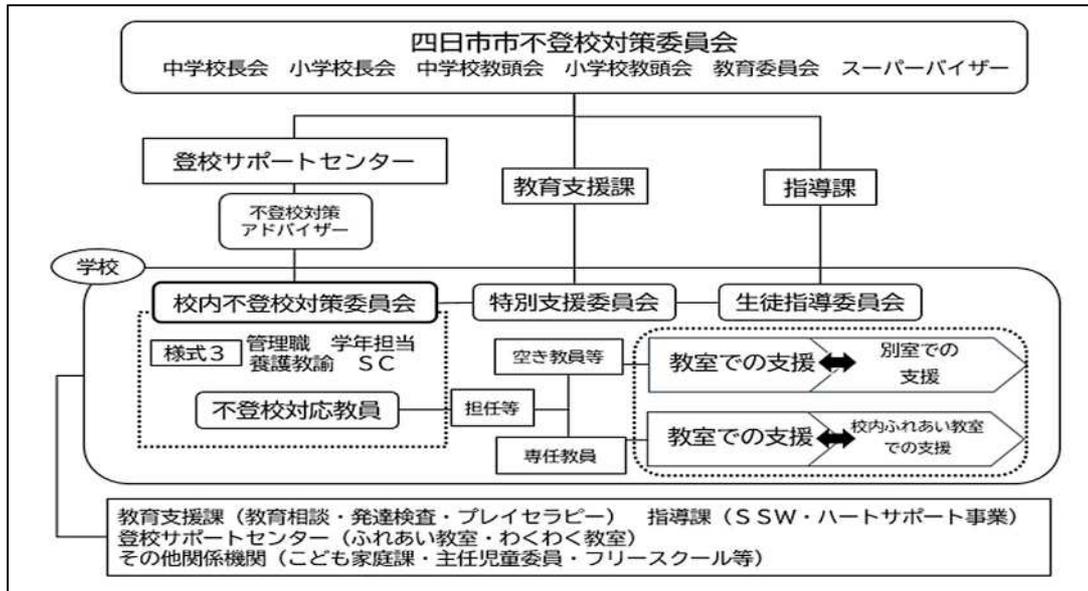
○不登校の未然防止・初期対応

- ・ 新たな不登校を生まないため、引き続き、すべての児童生徒にとって安心して教育を受けられる、魅力ある学校づくりを進めます。
- ・ 不登校要因の「無気力・不安」に対する対策として、心の健康保持に関する教育の実施を推進するとともに、教育相談の充実を図ります。
- ・ 小中不登校連携シートの活用や欠席3日目の家庭訪問等により、不登校の未然防止に努めます。
- ・ 不登校リスク群児童生徒など、予兆を含めた初期段階から、様式3を活用した校内不登校対策委員会を中心とした組織的・計画的な支援を促進します。

○登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実・強化

- ・ 登校サポートセンターを核とし、全小中学校に設置する校内不登校対策委員会及び配置する不登校対応教員との連携により、不登校支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 校内ふれあい教室を新たに3中学校増設（計9中学校）し、不登校生徒の学校内の居場所づくりを促進します。

【本市不登校対策のイメージ】



- ・ 登校サポートセンターでは、引き続き個別の指導計画に基づく個に応じた支援を行うとともに、保護者や在籍校の教職員との連携を図ります。
- ・ 不登校の状態に応じた段階的な支援を行います。フリースクール等の民間施設やICT等を活用した学習活動等も含め、いずれの支援も受けていない児童生徒については、スクールソーシャルワーカー（SSW）や関係機関につなげることを促進します。
- ・ 必要に応じて、教員とともに家庭訪問（アウトリーチ）を行い、学校や登校サポートセンターにつなげます。

○不登校対策委員会の実施

- ・ 不登校の現状と課題を把握し、より効果的な対策を検討するため、引き続き、不登校対策委員会を実施します。

○進路決定への支援

- ・ 不登校生徒の社会的自立につなげるため、進路決定への支援を行うとともに、卒業時に進路を決定できない生徒についても、「義務教育終了相談窓口一覧」等を活用し、支援を受けることができる関係機関につなげます。



3 人権教育の充実

◆ ねらい

人権問題を自らの問題と捉え、身近なことから取り組むとともに、主体的に自己選択・自己決定し、問題を解決する行動力の育成を図ることにより、子どもたちの現在及び将来における自己実現を目指します。

また、教職員の人権意識を高め、人権教育における指導力向上を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の推進を図ります。

◆ 取組指標とその評価

H30 までは全 60 校、R1 からは全 59 校

取組指標	現状値 H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値
子ども人権フォーラム※1の4つのねらいのうち、3つ以上を実施した学校数(校)	6	39	30	38	53	54	59	全小中学校 (59校)

※1 子ども人権フォーラム…市内22の中学校区において、小中学生が身近な人権問題について学び合ったり、話し合ったりする活動

令和3年度は取組指標が達成されました。子ども人権フォーラムの4つのねらいである、①人権教育カリキュラムへ位置づけること②子どもにつけたい力を系統的に記載すること③参加した児童生徒が学びを他学年や保護者・地域に向けて発信すること④他学年での実践へ活用することが各校で取り組まれました。

◆ 具体的な施策の現状と課題

(1) 子どもが主体となる人権学習の充実 **新プロ5**

○人権を尊重する行動力の育成(子ども人権フォーラム)

各中学校区では、児童生徒の主体的な参画をめざし、子ども人権フォーラムの開催に向けて、実行委員会を立ち上げたり、全体会やグループ討議の司会進行を児童生徒が担ったりしています。

また当日は、児童生徒が男女差別や子どもの人権等、身近な人権問題の解決に向けて、事例をもとに考え、互いに意見を出し合い、差別解消に向けた行動について学び合う機会となっています。

タブレットなどのICT機器を活用して資料提示やグループ討議の意見集約、全体交流を行ったり、オンラインによって学校間をつなぎ、他校の児童生徒と意見を交流したりする中学校区もありました。



オンラインによる
学校間リモート交流

○「メディア・リテラシー※2養成を通じた人権教育」に対する取組

インターネット上において多くの誹謗中傷や差別事象が発生しており、自他の人権を大切にするためにメディア・リテラシーを身につけることは重要です。



第2章 子どもにつけたい力

基本目標2 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成

市立全小中学校（小3・中2）では出前授業を実施し、誰がどんな意図で発信した情報なのかを確かめることや事実と憶測とを見極めることの大切さ、そして仲間を大切にすることを学びました。また、市立全小中学生にリーフレットを配付し、メディア・リテラシーを身につけるために活用しています。



出前授業のようす

※2 メディア・リテラシー…インターネットやメディアが発信する情報をそのまま受け取るのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する力のこと

○さまざまな人権問題への取組

さまざまな人権問題については、人権教育担当者研修会等で周知を図ったり研修動画を作成したりして取組の充実を図りました。なかでも「性的少数者の人権」に関する学習については市立全小中学校で実施されています。また、生徒会を中心にいじめ防止のピンクシャツ運動やコロナ差別防止のシトラスリボン運動に取り組んだり、児童がおかしいと思ったことを出発点として学級で議論を進めたりするなど、児童生徒が主体的に活動する様子が見られました。

「性的少数者の人権」に関する学習実施校数（校）							
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	23	35	34	38	34	37	37
中学校	7	11	14	18	20	22	22
合計	30	46	48	56	54	59	59

○学習資料教材（人権カレンダー・人権作文集）の作成

人権啓発ポスターは243点の応募がありました。仲間の大切さやコロナ差別防止、ヘルプマークの啓発等、多岐にわたります。人権啓発ポスターの入選作品を人権のひろば展で掲示し、人権カレンダーを作成しました。人権作文は107点の応募があり、入選作品を人権作文集に掲載しました。人権カレンダーと人権作文集は、各校において学習資料として活用しています。



人権啓発ポスターの展示

(2) 教職員人権教育研修の充実

○教職員研修会の開催

小中学校の初任者・転入者等を対象にした研修会では、当課作成動画視聴で実施しました。（参加のべ人数：108名）

人権教育実践研修会、学校人権教育リーダー育成研修会、学校人権教育リーダーフォローアップ研修会は、「部落問題の現状と人権教育の課題」、「メディア・リテラシーと人権」等の内容をオンラインで実施しました。（参加のべ人数：192名）

各地で開催された研究大会や研修会では、積極的にオンラインを活用し、教職員の受講機会の確保に努めました。（参加のべ人数：106名）

学校人権教育リーダー育成研修会の受講者は、学校人権教育推進人材バンクに登録され、各校の人権学習の推進や子ども人権フォーラムの企画・運営の役割等を担っています。（R3.4.1現在登録者数：274名）



オンラインによる研修会のようす



第2章 子どもにつけたい力

基本目標2 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成

○校内における教職員OJT※³研修の推進

学校人権教育推進人材バンク登録者や人権教育推進委員を中心に、校内におけるOJT研修が、33校で延べ68回実施されました。部落問題学習や多文化共生教育、性的少数者の人権に係わる問題の解決に向けた教育、なかまづくり等に加え、新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見を未然に防ぐ取組についての研修も行われました。

※3 教職員同士がこれまでの経験を活かしながら、指導方法等について学び合う校内研修の持ち方のこと。

On the Job Training の略。



校内におけるOJT研修の実施状況

○人権教育推進校指定事業の実施

令和3年度は小学校6校、中学校4校を指定しました。指定校では、部落問題学習をはじめとする人権学習や差別をなくすためのなかまづくりについて研究を進め、実践の成果を市内小中学校に広めました。

小学校指定校：浜田、神前、大矢知興譲、八郷、保々、大谷台

中学校指定校：笹川、三滝、朝明、楠

○中学校ブロックにおける人権教育研修

中学校区を単位として、人権研修会や保育・授業公開を行いました。内訳としては、人権研修会24回、保育・授業公開43回、地域・保護者と連携した研修会35回でした。(一部延期・中止した校区もありました)

(3) 地域とともに取り組む人権教育の推進

○保護者や地域住民に対する人権啓発

各校ではPTA人権研修会等を計画・実施して、保護者や地域住民に対する人権啓発に取り組んでいます。コロナ禍において令和3年度は開催を中止、延期する学校がみられましたが、開催方法を工夫して講演会や懇談会を実施した学校もありました。

いじめ防止については、「いっしょに考えよう～いじめ問題～(保護者編)」のリーフレットを配付して保護者や地域住民への啓発を行いました。

また、令和3年度より、インターネット上の人権侵害防止について、児童生徒に配付した「メディア・リテラシーと人権」のリーフレットを通じて啓発を進めました。



「メディア・リテラシーと人権」
中学生版リーフレット



第2章 子どもにつけたい力

基本目標2 豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成

○地域子ども教室

(対象校区) 西笹川中・三重平中・中部中・大池中・楠中・三滝中・朝明中
(一部縮小・中止した校区もありました。)

それぞれの地域で運営されている「地域子ども教室」において、教職経験者、地域住民、学生等のスタッフが放課後や休日、長期休業中における学習支援等を行いました。参加した子どもたちは、個別の支援によって集中して学習し、学習理解の充実感から学習への意欲向上や、学習習慣の定着につながっています。

○子ども人権文化創造事業・自己実現支援事業

地域とともに進める子どもの活動として、市内4か所の人権プラザを拠点とし、部落差別をはじめ、さまざまな差別を解消するための活動を行いました。

子ども人権文化創造事業			自己実現支援事業	
地域人権教育推進活動	子どもの居場所づくり活動	キッズ・スクール活動	自主学習支援活動	進路・就労につながる出会い・体験活動
なかまづくりや人権学習活動	子どもたちが安心して学習したり、遊んだりできる安全な居場所づくり活動	地域住民等を講師として行うスポーツ、文化、体験活動	学習習慣の定着を図り、基礎学力の向上に向けた活動	進路や就労など将来について考えることをねらいとした進路ガイダンスや社会見学

◆ 今後の方向性

○子どもが主体となる人権学習の充実

子ども人権フォーラムでは、小中学校の連携を密にすることで、系統的につけていく力を明らかにし、児童生徒が、自分や他者の人権を守るための実践行動へどうつなげていくのかという点についても、取組を充実していきます。

メディア・リテラシー養成を通じた人権教育では、令和4年度も市立小中学校(小3・中2)での出前授業の実施、市立小中学生に向けたリーフレットの配付を行い、より一層取組を充実させます。

三重県人権教育基本方針の個別的な5つの人権問題^{※4}はもとより、いじめ問題や性的少数者の人権、新型コロナウイルス感染症等の患者の人権、インターネット上の人権侵害等、身近な差別や偏見を見抜き、その解決に向けた行動力を培う学習に取り組みます。

※4 個別的な5つの人権問題…部落問題・障害者・外国人・子ども・女性の人権

○教職員人権教育研修の充実

市教育委員会主催の教職員人権教育研修を充実させるとともに、学校人権教育推進人材バンクを活用した校内における教職員同士のOJT研修を進め、各校において教職員の資質や指導力の向上、人権教育の推進を図ります。

○地域とともに取り組む人権教育の推進

子どもたちが、自己の生き方を見つめ、反差別の心情を育んだり、自ら学ぶ意欲を高め、進路を切り拓いたりしていくために、子どもの教育に熱意や理解のある人材の確保に努め、地域住民や保護者との協力体制をより一層充実させます。

4 読書活動の充実

◆ ねらい

読書活動を通して想像力・思考力・表現力等を育成し、子どもの豊かな心を育みます。また、「四日市市子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、子どもを取り巻く読書環境を充実させるとともに、家庭との連携により、望ましい読書習慣の形成を図ります。

◆ 取組指標とその評価

H30までは全60校、R1からは全59校

取組指標	現状値 H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値
① 読書活動推進校※の指定校数（校）	6	6	6	6	6	6	6	5年間で延べ30校
② 「学校図書館図書標準」に示されている蔵書数を達成した学校数（校）	39	42	47	51	52	54	56	全小中学校（59校）

※ 読書活動推進校…特色ある取組を全市に普及する学校。毎年6校指定。令和3年度は、中部中、富田中、南中、浜田小、塩浜小、三重小。

○ 取組指標①

推進校の実践について、動画配信等を活用して全小中学校に発信しました。今後も推進校の優れた取組を市全体に発信することで、読書量の増加及び読書活動の質の向上を図ります。

○ 取組指標②

「学校図書館図書標準」を目安として、蔵書数を確保するとともに、新しい本の配架を進め、蔵書の充実を図ります。

◆ 具体的な施策の現状と課題

(1) 学校図書館活動の充実

学習指導要領においては、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させるため、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることが記されています。

令和3年度においても、「学校図書館いきいき推進事業」の推進により、市内の小中学校59校に週1日以上、専門的な知識を持つ学校図書館司書を配置しました。各校の司書教諭や学校図書館担当者、図書ボランティアの活動を支援するとともに、司書と連携した授業を小学校で4,985回、中学校で333回行いました。

また、推進校を指定し、ビブリオバトル（書評合戦）や読書後の1分間コメント等、学校図書館を活用した思考力・表現力を高める授業や、子どもが自ら選書する機会を設定することによる蔵書の充実、家庭読書の推進等、児童生徒が主体的に本にかかわる態度を育てる取組を行いました。こうした推進校の取組を、学校図書館担当者研修会で発信することで、各校の読書量の増加及び読書活動の質の向上につなげています。

【学校図書館蔵書の状況】

学校図書館蔵書の状況（令和3年度）

学校図書館の現状に関する調査	小学校(37校)	中学校(22校)	
四日市市の蔵書数	409,070冊	266,169冊	
四日市市の学校図書館標準冊数	340,360冊	235,120冊	
四日市市の学校図書館の蔵書整備率	120.2%	113.2%	
四日市市の学校図書館の図書標準達成校	35校	21校	
学校図書館図書 標準達成学校数の割合	四日市市	94.6%	95.5%
	全国	71.2%	61.1%

（四日市市の数値は令和3年度調査、全国の数値は令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」結果による）

学校図書館図書標準を達成する学校の割合は、小学校、中学校ともに全国を上回っています。子どもの読書意欲を高めるためには、定期的に学校図書館にある古い本を廃棄して、新しい本を配架していく必要があります。新刊を購入する際は、学校図書館司書の知見も活かしながら、子どもたちが選書する取組を進めている学校も増えてきました。

(2) 市立図書館との連携の充実

学校図書館いきいき推進検討委員会、市立図書館と連携し、読み聞かせ用図書の選定や、平成16年度から市立図書館の本で構成された学校貸出専用図書「なのはな文庫」の貸出を行っています。なのはな文庫には、読み物図書の他に、授業での調べ学習やキャリア教育に役立つ図書もあります。

市立図書館では、平成20年度から学校図書館いきいき推進検討委員会と連携し自動車文庫を小学校へ派遣しています。子どもたちは自動車文庫についての説明を受け、実際に車内を見学しながら、本を手にとっています。また、市立図書館の司書による読み聞かせやクイズを通して、読書の楽しさを体験し、学習を深めています。

年度	小学校(回)	中学校(回)	貸出冊数(冊)
R1年度	98	48	17,623
R2年度	94	45	15,719
R3年度	91	48	16,242

なのはな文庫の利用状況

市立図書館の点字・録音資料室では、視覚障害など読書が困難な人のために、

読書支援を行っています。視覚障害や点字、録音図書等への正しい理解を深めるため、市内の小学校に在学する児童を対象に「夏休み子ども点字教室」を開催しています。その他、総合的な学習の時間の一環として、小学校から講師派遣の依頼があれば、点字図書を実際に用いた学習を実施しています。



市立図書館の自動車文庫

◆ 今後の方向性

- 引き続き、学校図書館司書の授業支援等の積極的な活用を図り、より多くの児童生徒が主体的に本に関わる態度を育成していきます。
- 令和4年度も小・中学校3校ずつを読書活動推進校に指定し、学校図書館を活用した読書活動の好事例を集め、学校図書館担当者研修会等で発信していきます。
- 市立図書館との連携においては、なのはな文庫の学校巡回や市立図書館からの貸出を積極的に活用し、子どもの「手の届くところに本がある」環境づくりに努めます。

5 キャリア教育の推進

◆ ねらい

将来、子どもたちが社会的・職業的に自立することを目指して、発達段階に応じた学習活動や体験活動を展開することにより、一人一人が「生きる力」を身に付けながら、将来直面する問題に柔軟かつたくましく対応する力を育みます。また、子どもたちが夢や志を実現するため、「よっかいち・輝く自分づくりプラン」のもと、学ぶことと社会とのつながりを意識した学習や体験活動を通し、主体的・協働的に学ぶ意欲と態度を涵養します。

◆ 取組指標とその評価

H30までは全60校、R1からは全59校

取組指標	現状値 H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	目標値
キャリア教育全体計画・年間計画に基づき、キャリア教育の視点 ^{※1} を意識した園児・児童・生徒の交流を行った学校数(校)	—	55	56	59	59	23	48	全小中学校 (59校)

※1 キャリア教育の視点…将来の社会的・職業的自立を念頭に置きながら、子どもたちの成長や発達を促進する見方

キャリア教育の視点を意識した交流については、学びの一体化の取組として行われています。令和3年度もコロナ禍ではありましたが、感染対策を行って実施したり、オンラインを活用したりするなど、各校で工夫して実施しました。

◆ 具体的な施策の現状と課題

(1) 発達段階に応じたキャリア教育の取組

各校園において、キャリア教育の中学校区の全体計画・各校園の年間計画を「基礎的・汎用的能力」^{※2}を育む視点で整理し、目指す子どもの姿を具体化しています。

<つながる力、みつめる力>

園児・児童・生徒の交流や教職員の交流などは、学びの一体化の取組として、各中学校区で工夫して行われています。また、近隣の高等学校との交流を行っている学校もあります。これらの活動は、子どもたちにとって、上級学年への憧れや自己肯定感等を高める機会となっています。

<うごく・िकास力、めざす力>

社会の学習内容と関連させ、工場で働く人々の努力や願いを知ることで、自分の将来の夢や働くことを見つめ直す取組を行った学校があります。それぞれの発達段階に応じて、子どもたちが学ぶこと、働くことの意義や目的を考えられる機会を作っています。

※2 「基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力」…①人間関係形成・社会形成能力(つながる力)、②自己理解・自己管理能力(みつめる力)、③課題対応能力(うごく・िकास力)、④キャリアプランニング能力(めざす力)

(2) 体験活動の充実

中学校では、2年生で職場体験学習が実施されています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い、計画通りに実施することが難しい状況でした。そのため、多くの中学校では、多業種のゲストティーチャーによる講演や聞き取りの場を設けるなど、工夫した取組を実施しました。生徒からは、「働くことのやりがい楽しさがわかったので、今の自分にできることを頑張りたい」など、学ぶことや働くことの意義を理解し、主体的に進路を選択する態度や意欲などの向上につながったという声が聞かれました。

小学校では、例年、多くの小学校でキャリア教育に係る見学や体験学習等を行っています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、体験活動ができなかった小学校もありましたが、子どもたちが職業を体感することを通して、働くことの目的や意義を理解し、将来の夢や目標に向かって、キャリアを形成していく能力を育成できるように継続的に実施しています。

小学校でキャリア教育に係る見学や体験学習等を行っている学校

取組内容	職場見学	農林水産業体験	社会人講師や卒業生を活用した取組
学校数(37校)	9	7	23

(3) キャリア教育研修の充実

令和3年度は、筑波大学の藤田晃之教授に「キャリア教育の推進についてー『キャリア・パスポート』の活用に焦点を当ててー」をテーマにオンラインで講演していただき、その動画を配信しました。講演では、キャリア教育の基礎から四日市版キャリア・パスポートに期待されること、キャリアカウンセリングについてなど、藤田教授の数多くの取組や研究活動、実践事例などを交えて話していただき、多くを学ぶ機会となりました。

(4) 新教育プログラムにおける取組 新プロ5

「四日市版キャリア・パスポート」の活用実践事例等を市内に普及するために、令和3年度は、楠小学校と楠中学校が推進モデル校として取組を進めました。子どもたちが、「今行っていることがどう未来につながっているのか」、「何のために学んでいるのか」などが認識できるように、キャリア・パスポートの活用を積み重ね、自分の変容や成長を振り返り、肯定的な自己評価へとつなげられるように取組を工夫しました。

◆ 今後の方向性

- 子どもが社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現し学び続けるために、「何のために学ぶのか」、「学んだことが社会とどうつながるのか」ということを考えさせます。そして、教育活動全体の取組を通して、学ぶことと社会とのつながりを意識し、他者と協働しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な「基礎的・汎用的能力」を育成するとともに、夢や志を持ち、自分らしい人生をつくっていく力を育てます。
- 「四日市版キャリア・パスポート」の計画的な活用を推進し、子どもたちが自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、主体的に学びに向かう力を育成します。